

## 第 8 章 老後の安定した生活のために

## 1. 国民年金制度

国民年金制度は、日本に住所のあるすべての人を対象として、老齢・障害・死亡について年金などを支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

多くの人は働いているときに、貯蓄したり生命保険に入ったりして、老後や不慮の事故に備えています。しかし、平均寿命が延びて老後の生活期間が長くなったこと、核家族化が進んでいることなどから、自力だけで不安なく快適に余生を過ごすことが困難になっています。こうした中、安心・自立して老後を暮らすための社会的な仕組みとして、国民年金制度は大きな役割を担っています。

## 2. 国民年金の加入・保険料

### (1) 加入者

#### (ア) 強制加入者

##### ・第1号被保険者

国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で自営業者や学生など

##### ・第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者または各種共済組合の組合員

##### ・第3号被保険者

厚生年金保険または各種共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

#### (イ) 任意加入者

① 国内に住所のある60歳から65歳未満の人

② 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳に達しても年金受給資格期間を満たしていない人(70歳になるまで)

③ 外国にいる日本人で20歳から65歳未満の人

### (2) 保険料

(ア) 保険料 1ヶ月 16,340円(30年度)

(イ) 付加保険料 1ヶ月 400円(将来受給する年金額を増やすため、定額保険料に上乗せして納めるもの)

### (3) 保険料の免除

保険料の免除には次の2つがあります。

#### (ア) 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人や障害基礎年金の受給権者。該当届書を提出すれば免除されます。

(イ)申請免除

所得が少なく経済的に保険料の納付が困難な人は、免除申請書を提出して年金事務所の承認を受けます。なお、保険料の免除を受けた期間と年金額の関係は、下表のとおりです。

また、免除を受けていても追納すると、普通に納付した場合と同じ取扱いになります。

○学生納付特例

下表のとおりですが、一定額以上の所得がある場合は、この制度は認められません。追納すれば、普通に納付した場合と同じ取扱いになります。

○納付猶予

年齢が20歳から49歳(学生を除く)の人で、所得(配偶者を含む)が一定額以下の場合に、申請により月々の保険料の納付が猶予されます。追納すれば普通に納付した場合と同じ取扱いになります。

表 免除制度ごとの対象者等の取扱い規定

区分 制度		対象者	年金請求時の免除及び資格期間への算入	年金額への算入割合	保険料の追納期間	所得審査の対象者(審査対象となる所得は前年分)
免除	全額	一般 (学生除く)	算入あり	1 / 2	10年以内 (3年目以降に追納する場合は加算額あり)	本人 配偶者 世帯主
	3 / 4			5 / 8		
	半額			3 / 4		
	1 / 4			7 / 8		
納付猶予	20～49歳 (学生除く)	学生	算入なし			本人 配偶者
学生特例						本人
未納者	被保険者	算入なし		2年以内		

### 3. 適用状況

#### (1) 被保険者状況

(単位：人)

区分 年度	第 1 号			第 3 号 (C)	合計 (A+B+C)
	強制加入(A)	任意加入(B)	計(A+B)		
25	19,215	271	19,486	10,215	29,701
26	18,384	244	18,628	9,873	28,501
27	17,327	227	17,554	9,630	27,184
28	16,539	216	16,755	9,152	25,907
29	15,750	204	15,954	8,858	24,812

#### (2) 付加年金加入状況

(単位：人)

区分 年度	被保険者数 (A) (法定・申免を除く)	強制加入 (B)	任意加入 (C)	計(D) (B+C)	加入率(%) (D)/(A)
25	13,481	13	986	999	7.41
26	12,299	12	962	974	7.92
27	11,545	11	903	914	7.92
28	10,693	11	809	820	7.67
29	9,979	9	777	786	7.88

#### (3) 保険料免除者状況

(単位：人)

区分 年度	強制被保険者数 (A)	免 除 者 数			免 除 率 (%)		
		法免(B)	申免(C)	計(D)	法免(B/A)	申免(C/A)	計(D/A)
25	19,215	1,270	4,735	6,005	6.6	24.6	31.3
26	18,384	1,287	5,042	6,329	7.0	27.4	34.4
27	17,327	1,320	4,689	6,009	7.6	27.1	34.7
28	16,539	1,366	4,696	6,062	8.3	28.4	36.7
29	15,750	1,355	4,620	5,975	8.6	29.3	37.9

## (4) 強制加入の資格取得状況

(単位：人)

区分 年度	学 生			適用もれ者			20歳到達者			公的年金 移 行 者		その他		計		
	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	対象者数	適用数	対象者数	適用数	率 (%)
25	662	662	100.0	1,056	1,056	100.0	579	579	100.0	2,716	2,716	1,005	989	6,018	6,002	99.7
26	741	741	100.0	1,015	1,015	100.0	624	624	100.0	2,522	2,522	889	874	5,791	5,776	99.7
27	605	605	100.0	821	821	100.0	573	573	100.0	2,406	2,406	939	886	5,344	5,291	99.0
28	677	677	100.0	1,493	1,493	100.0	573	573	100.0	1,820	1,820	881	650	5,444	5,213	95.8
29	690	690	100.0	1,513	1,513	100.0	555	555	100.0	1,838	1,838	905	604	5,501	5,200	94.5

## (5) 納付実績

区分 年度	被保険者数 (第1号) (人)	納付対象月数 (ヶ月)	納付月数 (ヶ月)	納付率 (%)	納付額 (千円)
25	19,215	169,703	115,279	67.9	1,997,787
26	18,384	156,483	111,221	71.1	1,961,084
27	17,327	134,905	96,467	71.5	1,849,553
28	16,539	134,370	99,449	74.0	1,838,814
29	15,750	124,629	93,722	75.2	1,679,105

## 4. 国民年金の給付

### (1)年金の種類及び支給条件など

年金の種類	支給要件	年金額																												
老齢基礎年金	<p>原則として、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせて10年以上ある人は、65歳に達したときに支給されます。老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間の保険料を納めた人に779,300円が支給されます。</p> <p>保険料納付期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。昭和16年4月1日以前に生まれた人は、加入可能年数をすべて納付していれば779,300円支給され、納付月数がそれよりも不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。</p> <p>老齢基礎年金は、65歳からの支給を原則としていますが、希望によって支給を繰り上げ、または繰り下げて受けることができます。支給率は右の表のとおりです。</p>	$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付月} + \text{保険料免除月数} \times (1/2 \sim 7/8)}{480月}$ <p>(平成13年4月1日から適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰り上げ支給</th> <th colspan="2">繰り下げ支給</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>支給率</th> <th>年齢</th> <th>支給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60歳</td> <td>70.0%</td> <td>66歳</td> <td>108.4%</td> </tr> <tr> <td>61歳</td> <td>76.0%</td> <td>67歳</td> <td>116.8%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td> <td>82.0%</td> <td>68歳</td> <td>125.2%</td> </tr> <tr> <td>63歳</td> <td>88.0%</td> <td>69歳</td> <td>133.6%</td> </tr> <tr> <td>64歳</td> <td>94.0%</td> <td>70歳</td> <td>142.0%</td> </tr> </tbody> </table>	繰り上げ支給		繰り下げ支給		年齢	支給率	年齢	支給率	60歳	70.0%	66歳	108.4%	61歳	76.0%	67歳	116.8%	62歳	82.0%	68歳	125.2%	63歳	88.0%	69歳	133.6%	64歳	94.0%	70歳	142.0%
繰り上げ支給		繰り下げ支給																												
年齢	支給率	年齢	支給率																											
60歳	70.0%	66歳	108.4%																											
61歳	76.0%	67歳	116.8%																											
62歳	82.0%	68歳	125.2%																											
63歳	88.0%	69歳	133.6%																											
64歳	94.0%	70歳	142.0%																											
障害基礎年金	<p>国民年金加入者が病気やケガをして障害者となり、その障害が固定したとき（その状態が固定しない場合は、初診日から1年6ヵ月目）。</p> <p>ただし、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。①初診日のある月の前々月までの加入期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算して3分の2以上あること。②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。</p>	<p>1級 974,125円 2級 779,300円</p> <p>受給者によって生計を維持されている18歳未満の子がいる場合、次の額が加算されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算対象の子</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人目・2人目 (1人あたり)</td> <td>224,300円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>74,800円</td> </tr> </tbody> </table>	加算対象の子	加算率	1人目・2人目 (1人あたり)	224,300円	3人目以降	74,800円																						
加算対象の子	加算率																													
1人目・2人目 (1人あたり)	224,300円																													
3人目以降	74,800円																													
遺族基礎年金	<p>国民年金に加入している人または免除期間を含め、原則、納付済期間が25年以上ある人が死亡したとき、死亡した人によって生計を維持されていた①「子のある配偶者」、②「子」に支給されます。「子」は、18歳未満到達年度の末日(3月31日)を経過していない子や20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子。</p> <p>ただし、死亡日のある月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間(免除された期間を含む)が3分の2以上なければなりません。</p>	<p>779,300円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">子のある妻の場合</th> <th colspan="2">子のみの場合</th> </tr> <tr> <th>子の数</th> <th>加算額</th> <th>子の数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>224,300円</td> <td>1人</td> <td>—円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>448,600円</td> <td>2人</td> <td>224,300円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>一人につき 74,800円</td> <td>3人目以降</td> <td>74,800円</td> </tr> </tbody> </table>	子のある妻の場合		子のみの場合		子の数	加算額	子の数	加算額	1人	224,300円	1人	—円	2人	448,600円	2人	224,300円	3人目以降	一人につき 74,800円	3人目以降	74,800円								
子のある妻の場合		子のみの場合																												
子の数	加算額	子の数	加算額																											
1人	224,300円	1人	—円																											
2人	448,600円	2人	224,300円																											
3人目以降	一人につき 74,800円	3人目以降	74,800円																											
寡婦年金	<p>老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上継続して婚姻期間にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。</p>	<p>夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3が支給されません。</p>																												
死亡一時金	<p>3年以上国民年金の保険料を納めた人の老齢基礎年金・障害年金のいずれも受けないで死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に遺族基礎年金が支給されない場合に支給されます。</p> <p>★寡婦年金と死亡一時金はいずれかを選ぶことができます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料納付済月数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上15年未満</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>145,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>25年以上30年未満</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>30年以上35年未満</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>320,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料納付済月数	金額	3年以上15年未満	120,000円	15年以上20年未満	145,000円	20年以上25年未満	170,000円	25年以上30年未満	220,000円	30年以上35年未満	270,000円	35年以上	320,000円														
保険料納付済月数	金額																													
3年以上15年未満	120,000円																													
15年以上20年未満	145,000円																													
20年以上25年未満	170,000円																													
25年以上30年未満	220,000円																													
30年以上35年未満	270,000円																													
35年以上	320,000円																													

## (2)基礎年金等の受給者と年金額

年度末現在（単位：千円）

区分 年度		老齢給付			障害給付			
		老齢年金	老齢基礎年金	小計	障害年金	障害基礎年金 (拠出)	障害基礎年金 (無拠出)	小計
25	件数	4,057	45,944	50,001	110	595	1,410	2,115
	年金額	1,425,682	32,214,782	33,640,464	100,813	509,530	1,245,111	1,855,454
26	件数	3,544	48,095	51,639	99	610	1,440	2,149
	年金額	1,227,584	33,266,750	34,494,334	89,065	514,808	1,248,658	1,852,531
27	件数	3,129	49,584	52,713	94	643	1,466	2,203
	年金額	1,091,332	34,684,570	35,775,902	85,029	546,503	1,280,134	1,911,666
28	件数	2,707	50,731	53,438	85	663	1,489	2,237
	年金額	949,636	35,544,131	36,493,767	77,034	559,773	1,300,131	1,936,938
29	件数	2,277	51,884	54,161	83	662	1,487	2,232
	年金額	797,917	36,243,284	37,041,201	75,202	558,045	1,296,493	1,929,740

区分 年度		遺族給付				総数	死亡一時金
		母子年金	寡婦年金	遺族基礎年金	小計		
25	件数	0	55	29	84	52,200	37
	年金額	0	24,953	29,599	54,552	35,550,470	5,383
26	件数	0	43	32	75	53,863	30
	年金額	0	19,181	31,116	50,297	36,397,162	4,734
27	件数	0	35	25	60	54,976	35
	年金額	0	15,664	26,056	41,720	37,729,288	5,067
28	件数	0	29	19	48	55,723	37
	年金額	0	12,937	21,706	34,643	38,465,348	5,290
29	件数	0	29	26	55	56,448	32
	年金額	0	12,913	23,360	36,273	39,007,214	4,357

### (3) 老齡福祉年金支給状況

年度末現在（単位：千円）

年度 \ 区分	件数	年金額
25	5	1,994
26	2	792
27	1	365
28	1	121
29	0	0

### (4) 保険料の納付形態

（単位：人）

年度 \ 区分	口座振替 (A)	自主納付 (B)	合計 (C)	割合 (%)	
				(A/C)	(B/C)
25	6,305	7,294	13,599	46.36	53.64
26	5,966	6,644	12,610	47.31	52.68
27	5,983	5,997	11,980	49.94	50.06
28	5,605	5,426	11,031	50.81	49.19
29	5,201	5,094	10,295	50.52	49.48